

国民生活センター情報提供「貴金属等の買い取りサービス」に関する消費者庁との調整経緯（概要）

平成23年7月1日  
消費者庁

【 日 程 】

当初の公表予定日 12 / 21      実際の公表日 12 / 21      <意見照会履歴>  
国セン      政調課12/3      取物課12/6、12/8、12/13

【調整過程における主な論点】（取引物価対策課意見要旨）

貴金属等の買い取りサービスは、特商法の文理解釈上、同法の適用対象外。したがって、同サービスについて「特商法の適用対象となり得るとの考え方もある」と言及すべきではない。

【修正意見の内容】

	国セン原案	当初修正意見	結果
消費者庁 (取物課)	3. 相談事例から見る問題点 貴金属等の買い取りサービスは、 <u>貴金属の市場価格と買い取り価格の差額を手数料ととらえ、手数料を伴う有償の換金サービスとして特商法の適用対象となりうる</u> との考え方もあるが、 <u>外形的には消費者が物品を業者に売却しており、特商法に定める訪問販売に該当しないと考えられる。</u> （このためクーリングオフが難しい）	下線部を削除。 (趣旨：買取り自体は、消費者から事業者への販売として評価されるものであり、その他の役務としては提供があるとはとらえられないため、法文上、特商法は適用されえない。)	消費者庁意見のとおり。